

長期欠席等の取扱いに係る他市議会の状況一覧（第3版：岡崎市、倉敷市、鳥取市、那覇市を追加）

逮捕・勾留（懲罰を含む）以外の長期欠席の場合

		県内市				
		1・2		1	2	3
		会津若松市※・伊達市※		八戸市	秋田市	水戸市
減額の対象となる事由	療養、長期不在その他の事由	連続して2回以上、定例会又は臨時会の招集に応じない場合	一の定例会の開会日から次の定例会の閉会日までの間の会議等の全てを欠席した場合	招集に対し、理由なく欠席した場合		
欠席期間	90日超					
会議等の対象	本会議、常任委員会、特別委員会 委員派遣、議員派遣 協議・調整の場	定例会、臨時会	本会議、委員会 委員派遣、議員派遣 協議・調整の場	招集を行ったもの		
除外	公務上の災害、出産 その他上記の理由に準ずると議長が認めるもの	病気その他正当な理由	出産、公務上の災害、感染症罹患	なし		
報酬	減額割合	90日超180日以下：20%減 180日超365日以下：30%減 365日超：50%減	100%減	30%減	100%減	
	減額期間	欠席が90日を経過する日の翌月から欠席期間の末日まで	欠席した2回目の定例会等の末日の翌月から招集に応じた定例会等の初日の前月まで	欠席した2回目の定例会の閉会の翌月から出席した月の前月まで	欠席した当月分	
期末手当	減額事由	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合	基準日前6ヶ月の間、定例会等の招集に全く応じなかった場合	欠席した2回目の定例会以降の基準日時点で、なお欠席している場合	規定なし	
	減額割合	欠席期間に応じた割合を減じる (減額割合が異なる場合は高い方を適用)	100%減	50%減		

※ 通年の会期を導入している市議会

		4	5	6	7
		岡崎市	大津市*	吹田市	八尾市
減額の対象となる事由	欠席期間	一の定例会の会期中の全ての会議等を欠席した場合	一の通常会議（≒定例会）の初日から最終日までの間の会議等の全てを欠席した場合	疾病その他の理由	一の定例会の会期中の間の会議等の全てを欠席した場合
				3回以上連続して定例会とそれらの間の会議等の全てを欠席した場合	
会議等の対象		本会議 委員会	本会議 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会 協議・調整の場 委員派遣、議員派遣	定例会、臨時会 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会 協議・調整の場	本会議 常任委員会
除外		公務上の災害、感染症罹患、出産、入院及び退院後の療養（要診断書）	出産、感染症罹患 入院（診断書が提出され、やむを得ないものとして議長が議会運営委員会に諮って認めた場合）	公務上の災害 上記の理由に準ずるとして議長が認めるもの	公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助 その他やむを得ない事由として議長が認めるもの
報酬	減額割合	100%減	100%減	欠席した定例会の回数に応じて次の割合を減額 3回：20%減 4回：40%減 5回：60%減 6回：80%減 7回以上：100%減	100%減
	減額期間	欠席した定例会の開会月の翌月分から、その後に出席した会議等の月分まで ※出席の場合の「会議等」は、本会議、委員会、協議・調整の場、議員派遣、委員派遣。	通常会議の最終日の翌月から会議等に出席した月まで	最後に欠席した定例会の閉会の翌月から、その後に出席した会議等の前月まで	欠席した定例会の開会の月から閉会の月までの月数分を会期末の翌月以後に減額
期末手当	減額事由	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合	基準日の月の報酬が減額されている場合	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合
	減額割合	報酬が減額された月に相当する部分を減額 （＝減額された月数を6で除した割合を減額）	減額された月数を6で除した割合を減額 （＝報酬が減額された月に相当する部分を減額）	減額された報酬に基づき算定	減額された月数を6で除した割合を減額 （＝報酬が減額された月に相当する部分を減額）

※ 通年の会期を導入している市議会

		中核市			
		8	9	10	11
		寝屋川市	東大阪市	姫路市	尼崎市
減額の対象となる事由	一の定例会の会期中の全ての会議等を欠席した場合	一の定例会又は臨時会の会期中の会議等を全て欠席した場合	連続する4回の定例会とそれらの間の会議等の全てを欠席した場合	連続する3回以上の定例会の最初の開会日から最後の閉会日の間の全ての会議等を欠席した場合	
欠席期間					
会議等の対象	定例会 委員会	定例会、臨時会 委員会 議員の派遣、委員の派遣	定例会、臨時会 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会 委員の派遣、議員の派遣	本会議、臨時会 委員会 協議・調整の場 その他議長が別に定めるもの	
除外	出産、感染症罹患、入院、退院後の療養（要診断書） 上記に類する事由として議長が認めるもの	公務、疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助 その他議長が議会運営委員会に諮ってやむを得ないと認めるもの	公務上の負傷・疾病 通勤による負傷・疾病 感染症罹患 出産（産前56日から産後56日の間）	なし	
報酬	減額割合	100%減	100%減	<ul style="list-style-type: none"> ・4回目の定例会の末日までに会議等に出席した場合：出席日の前月まで20%減 ・5回目の定例会の末日までに会議等に出席した場合：出席日の前月まで30%減 ・6回目の定例会の末日までに会議等に出席した場合：出席日の前月まで50%減 	
	減額期間	欠席した定例会の会期末の翌月分から、その後に出席した定例会の前月分まで			4回目の定例会の閉会の翌月から出席の前月まで
期末手当	減額事由	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額日がある場合	基準日の月の報酬が減額されている場合	
	減額割合	減額された月数を6で除した割合を減額 （＝報酬が減額された月に相当する部分を減額）	減額された日数を6ヶ月の日数で除した割合を減額 （＝報酬が減額された期間に相当する部分を減額）	減額された報酬に基づき算定	

		12 西宮市	13 鳥取市	14 松江市	15 倉敷市
減額の対象となる事由	180日を超えて欠席した場合		疾病その他の事由	病気その他私事の故障により職務に従事しない場合	連続する2回の定例会とそれらの間の会議等の全てを欠席した場合
欠席期間			90日超	3ヶ月超	
会議等の対象	定例会、臨時会 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	本会議 常任委員会 特別委員会 協議・調整を行う場	規定なし	規定なし	定例会、臨時会 委員会 議員の派遣、委員の派遣
除外	なし	公務上の災害、通勤による災害 出産（産前6週間＋産後8週間） 感染症罹患 災害、事故その他議員の責めによらない場合で、議長がやむを得ないと認めるもの	なし	なし	公務上の災害 長期の療養を要する疾病 出産 その他これらに類する事由として議長が認めるもの
報酬	減額割合	・180日を超えて以降185日を超えない期間： 50/100減 ・180日を超えて以降185日を超える期間： 100/100減	90日超180日以下：20%減 180日超365日以下：30%減 365日超：50%減	50%減	100%減
	減額期間		欠席が90日を経過する日の翌月から出席日の翌月まで ※90日を経過する日が月の初日の場合は、その月から減額 ※出席日が月の初日の場合は、出席日の月まで減額	規定なし	2回目の定例会の閉会の翌月分から出席日の月分まで
期末手当	減額事由	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額日がある場合	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合	基準日の月の報酬が減額されている場合	基準日前6ヶ月のうち欠席した月がある場合
	減額割合	報酬の減額が適用される期間に応じ日割により減額 (=報酬が減額された期間に相当する部分を減額)	欠席期間に応じた割合を減じる (減額割合が異なる場合は高い方を適用)	減額された報酬に基づき算定	欠席した月数を6で除した割合を減額 (=欠席した月に相当する部分を減額)

		16	17	18	19
		呉市	高松市	宮崎市	那覇市
減額の対象となる事由	疾病その他の事由		連続する2回の定例会とそれらの間の会議等の全てを欠席した場合	一の定例会の開会日から1年を経過した日までの間の定例会の全てを欠席した場合	負傷、疾病、これらによる療養等
欠席期間	90日超				90日超
会議等の対象	本会議 常任委員会 特別委員会 協議・調整を行う場	本会議 委員会		定例会の会議	定例会、臨時会 委員会 議員派遣、委員派遣 協議・調整の場
除外	公務上の災害、通勤による災害 出産（産前6週間+産後8週間） 感染症罹患 災害その他事故等で議長がやむを得ないと認めるもの	公務上の災害 長期の療養を要する疾病 その他これらに類する事由として議長が認めるもの		公務・通勤による災害 感染症罹患	公務・通勤による災害 出産 感染症罹患
報酬	減額割合	90日超180日以下：20%減 180日超365日以下：30%減 365日超：50%減	100%減	30%減	90日超180日以下：25%減 180日超270日以下：50%減 270日超365日以下：75%減 365日超：100%減
	減額期間	欠席が90日を経過する日の翌月から出席日の翌月まで ※90日を経過する日が月の初日の場合は、その月から減額 ※出席日が月の初日の場合は、出席日の月まで減額	2回目の定例会の閉会の翌月分から出席日の月分まで	1年経過後、最初の会議（委員会、協議・調整の場の会議を含む）に出席した日が、1年を経過した日の翌月以降の場合は、1年を経過した日の翌月分から出席月の前月分まで	欠席が90日を経過する日の翌月から欠席期間の末日の翌月まで
期末手当	減額事由	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合	基準日前6ヶ月のうち報酬の減額月がある場合	基準日の月の報酬が減額されている場合	基準日前6ヶ月のうち欠席した日がある場合
	減額割合	欠席期間に応じた割合を減じる (減額割合が異なる場合は高い方を適用)	減額された月数を6で除した割合を減額 (=報酬が減額された月に相当する部分を減額)	減額された報酬に基づき算定	基準日前6ヶ月における欠席の日数に応じて日割により減額